

第 5 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成20年 2 月 25 日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成20年2月25日（月曜日）

午前10時2分開議

午前11時22分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」に対する本県の考え方
- (2) 地方分権改革推進委員会の今後の動き
- (3) 北海道視察の報告
- (4) 道州制に関する情報提供について
- (5) 道州制議論の今後の予定
- (6) 九州各県の決算の状況について
- (7) 閉会中の継続審査について
- (8) その他

出席委員（15人）

委員 長 前 川 收
 副委員 長 松 田 三 郎
 委 員 倉 重 剛
 委 員 松 村 昭
 委 員 渡 辺 利 男
 委 員 馬 場 成 志
 委 員 氷 室 雄 一 郎
 委 員 鎌 田 聡
 委 員 守 田 憲 史
 委 員 池 田 和 貴
 委 員 小早川 宗 弘
 委 員 吉 田 忠 道
 委 員 淵 上 陽 一
 委 員 早 田 順 一
 委 員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局 長 木 本 俊 一

企画課長 内 田 安 弘
 総務部

部 長 原 田 正 一

次 長 木 村 利 昭

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

行政経営課長 小 嶋 一 誠

財政課長 市 川 靖 之

税務課長 富 田 健 治

市町村総室長 松 見 辰 彦

市町村総室副総室長 村 山 栄 一

地域振興部

政策調整審議員兼

地域政策課課長補佐 坂 本 孝 広

健康福祉部

健康福祉政策課長 岡 村 範 明

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 宮 尾 千 加 子

商工観光労働部

商工政策課長 宮 尾 尚

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 瀬 口 豊

土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

議事課課長補佐 宮 崎 聖

午前10時2分開議

○前川収委員長 だだいまから、第5回道州制問題等調査特別委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

議事に先立ちまして、本委員会のメンバーでございました故田端委員の御冥福をお祈りして、皆様とともに黙祷をささげたいと思います。御起立をお願いいたします。

(全員起立・黙祷)

○前川収委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。手元に本日の次第を置いてありますが、こちらをごらんいただきたいと思います。

本日の議題は、資料の報告等がございます。早速、報告をしていただき、その後、それらも踏まえて皆さんの活発な議論をお願いいたします。

それでは、資料1について執行部から報告してください。

○内田企画課長 企画課の内田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本委員会におきましては、地方分権改革と道州制について議論を行っていただいているところでございますが、本日は、まず、前回の特別委員会で御指示がありました地方分権改革推進委員会から出されました中間的な取りまとめに対する本県の考え方を御説明いたします。その後、地方分権改革推進委員会の今後の動き、道州制に関する北海道視察の報告、昨年12月の本委員会開催以降の道州制に関する動きや今後の予定等について、資料をもとに御説明させていただきます。委員会資料の1ページをお願いします。

まず、前回の特別委員会で御指示がありました地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめに対する本県の考え方でございますが、取りまとめ全体に対する本県の考え方は別冊の一覧表にまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。本日は、その中の主な項目につきまして関係部局から

個別に御説明させていただきます。2ページをお願いいたします。

まず、個別の項目の説明に入ります前に、地方分権改革推進委員会での議論の振り返りを行っていただくために、前回、御報告申し上げました昨年11月16日に出されました中間的な取りまとめの概要を簡潔に御説明いたしたいと思います。1の初めの中でこの中間的な取りまとめは、地方分権改革を進めるために、本年の春ごろから順次予定されております勧告に向けた羅針盤、トリガー、引き金であるとの位置づけがなされております。3の地方分権改革における基本姿勢の明確化の章で分権改革を地方が主役の国づくりに向けた取り組みと位置づけ、4の国民・住民本位の地方分権改革の章で、(1) 条例制定権の拡大など、法制的な仕組みの見直し、(2) 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討で、医療、生活保護などの7つの重点事項、福祉・保健、労働など10の主な事項を掲げ、それらについて委員会として改革の方向性を示しており、5で地方税財源の充実確保など、税・財政制度を論じ、6の分権型社会の転換に向けた行政体制の章で地方支分部局等の見直しを論じております。7の勧告に向けてのところで政府に対し順次勧告を行うこととし、19年度末までに法制的な仕組みの見直し、個別の行政分野・事務事業の抜本的な見直し、国の出先機関の抜本的な見直しの3つの項目について、各府省から回答を得るとし、今その作業が行われているところでございます。この検討中の項目である個別の行政分野・事務事業の抜本的見直しについて、前回の委員会において本県の考え方を取りまとめるよう御指示を受けたところでございます。4ページをお願いいたします。

中間的な取りまとめにおきまして、個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討として、医療、生活保護などの7つの重点事項、福祉・保健、労働など10の主要な事項につい

て、地方分権改革推進委員会としての改革の方向性が示され、前回、12月の本特別委員会において、この内容や方向性について、県の担当部局が県行政として考えたときに問題点があるかどうかを検証するようにとのことてございました。この中間的な取りまとめは、地方分権改革推進委員会の29回にわたる議論の末に文章にまとめられたものであり、本文を読むだけでは、その背景やなぜそのように結論に至ったかなどが不明な部分もありましたが、全体で58件の意見の提出がありました。これらの意見を本県の考え方に従い、◎、○、△、☆印の大きく4つに分類をいたしました。◎のさらなる分権を進めてよいと考えるものとして分類したものが2件あります。具体的には中間的な取りまとめよりも、もっと地方分権改革を進めるべき、中間的な取りまとめでは取り上げられてない視点があるとの指摘がっております。○の中間的な取りまとめの改革の方向性に賛同するものが36件、また、△の一定の条件のもとで賛同するものが13件あり、58件中49件が○と△に分類され、中間的な取りまとめにおける改革の方向性は、本県としてはおおむね一致しており、評価できるとの結論が得られました。一方で☆印に分類しましたように、中間的な取りまとめで示された改革の方向性が、これまでの地方の主張と異なっているものが7件ありました。地方への事務事業の移譲を行う際には、必要な財源、人員が移譲されることが前提であり、その際には、仮称でございますが、地方行財政会議などにおいて国と地方が対等な立場で十分協議を行い、確実な税源措置が行われることが、財源措置が行われることが不可欠だと考えております。今回取りまとめられた意見が今後の本県の分権改革に向けた基本的なスタンスとなると考えております。

7ページをお願いいたします。時間の都合もございますので、58件の意見の中から主な15項目を取り上げ資料としてまとめておりま

す。これらの項目につきまして中間的な取りまとめの本文のページ順に沿ってそれぞれ担当部局から報告をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課長の岡村でございます。

まず、7ページの最初でございますけれども、本文の方では16ページということになってございます。①の医療についてでございます。中間的な取りまとめでは医療計画等における都道府県の権限と責任の強化といたしまして、医療サービスは、都道府県が広域的な行政主体として地域の実情に応じた医療提供体制の整備に主体的な役割を担うべきであると、また、医療計画における基準病床数について、地域医療の実態を反映した独自の算定を可能とする仕組みを構築すべきであるとの意見が取りまとめられております。この意見に対しまして、本県の考え方といたしましては基本的に賛同したいと考えております。平成18年の医療法の改正によりまして、都道府県では広域的視点から医療資源の把握に努め、必要な医療提供体制について検討を開始しております。本県でも現在、策定を進めております第5次の保健医療計画の策定過程で、疾病別の受療動向、診療を受ける受療動向に関する調査や脳卒中等に関する医療機関の機能調査等を通じまして、医療資源の把握に努めますとともに、住民への情報提供のあり方についても検討を開始したところでございます。

次に、基準病床数による病床管理につきましては、特例病床制度が設けてはございますが、国の厳密な審査が必要でございます。都道府県が医療提供体制の整備に主体的な役割を担っていくためには、地域の特定の課題へ柔軟な対応が可能となるような仕組みを取り入れていくことが求められていくものと考えております。なお、これは医療分野に限らな

いことではございますが、地方分権を進めていく上での前提になります。都道府県が医療提供体制の整備に主体的な役割を担っていくという責任を果たすに当たりましては、権限と財源を含めた移譲が必要でございます。また、その際には例えば、医師確保におきまして医師の養成は国が責任を持って担うべきであるなど、国と都道府県の役割分担を明確にしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○鷹尾監理課長 監理課長の鷹尾でございます。

5番の道路、本文の19ページでございます。中間的な取りまとめといたしまして、一般国道の維持管理権限の移譲等につきまして、指定区間の一般国道についての維持修繕その他の管理の権限を都道府県に移譲すべきとの内容でございます。

まず、一般国道の管理の状況でございますが、国土交通大臣が指定をいたします区間、いわゆる指定区間につきましては、現在、国が国土交通大臣が管理をし、その他指定区間外につきましては、都道府県知事が管理をするという体制になっております。現在、県内では3路線、296キロメートルが指定をされ国土交通大臣が直轄管理をしているところでございます。これに対しまして、本県の意見といたしまして、その他ということとで国と地方が担うべき役割分担について十分に議論を行うべきという意見でございます。理由といたしまして、一般国道につきまして真に国が責任持つべき範囲を明確にするなど、国、都道府県が担うべき役割分担の議論が十分に尽くされていないというふうに考えております。この役割分担につきまして十分に議論を行うべきではなかろうかと考えております。具体的には現在3路線、国の方で維持管理を行っております。道路の整備水準も隋分上がりました。一般国道の建設管理のほか、高規

格の道路の整備、こういうものにも現在取り組みを進めている中で、なお、依然としてこの3路線について国が管理を行うことが適当であるのか、そのあたりについてもしっかりと議論を行う必要があるかと思っております。

さらにもう1点、今回の取りまとめでは、一般国道の指定区間の新設・改築は国に残し、維持修繕その他の管理の権限を都道府県に移譲すべきとしておるところでございます。これは地方分権改革に逆行する二重行政そのものではなかろうかとも考えられます。地域住民においてもわかりづらい道路管理でございます。効率的・効果的な道路管理を行う上で、整備と維持修繕の管理は本来一体的に行われるべきではないかというふうに考えております。以上から一般国道の維持管理権限の都道府県への移譲につきましては、再検討を含めて十分に議論をすべきではないかということでございます。

以上でございます。

○瀬口農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

⑦番でございます。農地転用許可制度でございますけれども、現行の農地転用許可につきましては、面積が4ヘクタールを超える場合は国が、4ヘクタール以下の場合は都道府県が行うこととなっております。また、面積が2ヘクタールから4ヘクタールまでの間は、県は国に協議をすることとされております。そのため中間取りまとめでは4ヘクタールを超える農地転用許可権限を県へ移譲し、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合の国との協議は廃止するよう提起をされております。これについては県としても賛同と考えております。その理由は協議や許可に係る事務に相当の労力と時間を要していること、そしてまた、農地転用許可事務は既に全国統一的な基準に基づいて行われている。こうい

った理由から県としては国が関与する必要は低いというふうに考えております。

以上です。

○岡村健康福祉政策課長 8ページをお願いします。その他の主な事項に入ります。

まず、最初の福祉・保健の民生委員のところでございます。なお、本文は22ページ下段から23ページ上段にかけてでございます。中間的な取りまとめでは、民生委員の選任に当たりましては、市町村が推薦したものを都道府県の審査・推薦を経て厚生労働大臣が委嘱することとなっており、3年ごとの改選時も多くの手続と時間を要していること、特に欠員補充の場合はその間地域福祉活動に支障が生じていることが指摘されており、地域福祉活動の円滑な遂行のために、委嘱手続を簡略化すべきとの意見が取りまとめられております。現行の手続の流れにおきまして委嘱手続を簡略化することにつきましては賛同したいと考えております。ただ、現在、厚生労働大臣にございます委嘱権限を、例えば知事もしくは市町村長に移譲するなど、委嘱権限の移譲を含めた委嘱手続の見直しとなる場合には、大臣による委嘱が民生委員の使命感あるいは責任感を高めているというような意見もございまして、委嘱権限の移譲につきましても慎重に検討されるべきだというふうに考えております。したがって、この意見に対しまして本県の考え方といたしましては、一定の条件のもと賛同したいと考えているところでございます。なお、本県におきましては、県内部におきます委嘱の迅速化を図るということでいろいろな取り組みを図ってきているところでございます。

以上でございます。

○宮尾商工政策課長 商工政策課でございます。

次の2の労働でございます。無料職業紹介

事業、労働基準行政等でございますが、中間的な取りまとめの本文では、無料職業紹介事業を実施している都道府県は、大分でハローワークを移譲して国の一定の関与のもとに整備したネットワークにより地方の雇用・労働情勢を熟知した都道府県が効率的に実施すべきとなっております。これにつきまして本県の考え方でございますが、もっと分権を進めるべきと申しております。具体的に申し上げますと、無料職業紹介や雇用保険機能等の指導業務全般あるいはポリテクセンターで実施しております職業訓練、職業安定業務を円滑に実施するための労働基準行政全般について検討すべきではないかと考えております。その理由でございますが、現在、県では企業誘致や各種産業支援施策による雇用創出を行うとともに、学校教育や職業訓練を通しての産業人材の育成を行っておりますが、これとあわせて職業紹介に関する業務全般を行うことで企業の採用活動との連結が図られるものと考えております。なお、現行の制度でも国に届出をすることで県や市町村は無料職業紹介をすることはできるわけでございますが、現在、国でしかできていない雇用保険業務等を含めた総合的なサービスを提供しなければメリットは小さいものでございます。したがって、県内企業の育成を図る上では、企業の技術や財務面での強化とともに雇用条件の改善を進めることが重要でございます。現在、労働局で行っております企業の指導や労働基準行政について、国は基準を示し運用を地方に任せれば産業振興施策とあわせて総合的に推進することができるものと考えております。

以上でございます。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございます。

御意見は教育委員会制度につきまして、設置方法、首長との連携や総合的行政の推進、

情報開示等の活性化等を含め、あり方を検討すべきというものでございますが、中央教育審議会の答申に基づきまして、昨年6月に教育委員会の権限を定める地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、今年4月から施行されます。改正内容は多岐にわたっておりますが、教育委員会は教育における政治的中立性や継続性、安定性の確保、地域住民の意思の反映のため、今後とも全国すべての自治体に設置するものとし、地方における教育行政の中心的な担い手として、役割を發揮していくことが求められるという前提に立ちまして、教育委員会の責任体制の明確化、体制の充実、教育における地方分権の推進等について整備がなされております。

まず、教育委員会の責任体制の明確化につきましては、教育委員会が責任を持って管理執行すべき一定の重要な事務については、教育長に委任できないこととする一方で、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たしていくために、学識経験者の知見を活用し、事務の管理執行状況について点検・評価を行い、その報告書を議会に提出し公表することとされております。

次に、教育委員会の体制の整備・充実につきましては、人口規模が小さい市町村では教育委員会の事務局体制が十分ではないことを踏まえ、共同設置や一部事務組合などの方法を活用してその教育行政の整備体制等に努めること、また、重要な役割を果たす指導主事の配置が進んでいない現状を踏まえ、指導主事を置くように努めなければならないとされております。

また、教育における地方分権の推進につきましては、現に子供を養育している保護者の意向が適切に反映されるよう保護者の中から教育委員を選任することが義務化されております。

あと2点は条例化が必要でございますけれども、地域の実情と住民の意向を教育行政に

反映できるよう教育委員の数を弾力化できるようにし、また、同様に、地域づくりの観点から学校体育を除くスポーツに関する事務、文化財保護を除く文化に関する事務を首長の方で管理執行できるようになっております。

以上、おおむね立法的な解決がなされておりました、改正法の趣旨に従って対応を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

9ページ⑥交通・観光のうち、港湾管理の部分について御説明をさせていただきます。中間的な取りまとめ本文の内容といたしまして、港湾管理者が自主的・総合的に港湾を管理することができるよう港湾計画の審査や公有水面埋立免許の認可と国の関与を縮小すべきでございますが、本県といたしましては、基本的に賛同するという立場でございます。理由といたしまして、港湾の管理は自治事務でございまして、地方自治体が中心となって管理を行っておりますが、国の関与によりまして行政の効率性・迅速性が損なわれる、こういうケースも散見をされるところでございます。まず、港湾計画でございますが、港湾計画につきましては、港湾の開発利用・保全の指針といたしまして港湾管理者が定めるものでございます。国際的・全国的な見地から、真に国の関与すべき港湾を明確にして国の関与を最低限にすべきではなかろうかと、そのほか港湾の計画の策定には新規または一部変更等ございます。このような手続につきましても国の認可が必要なケースも多うございます。認可に相当な時間を要するというような問題点もあろうかと思います。

2点目、公有水面の埋め立てに関する国の認可は全廃すべきということでございますが、公有水面の埋め立てにつきましては、申請者が申請を行いました後、港湾管理者である都道府県知事が認可を行うという手続にな

りますが、その中でさらに一定の要件に該当する場合には、大臣の認可を求めなければならないという現状でございます。公有水面埋立法には免許基準が示してございます。また、地元市町村長の意見聴取や利害関係者の意見提出について規定をしているところから、港湾管理者が大きく公益に反した免許を出すことは考えられず、国も国の利害に関する異議があれば利害関係者として意見を出せば十分ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○坂本地域政策課政策調整審議員 空港管理につきましてでございます。現行の種別を再整理し1から3種空港がございまして。それを国際的・広域的・基幹的な国内外の航空ネットワークを形成する空港について国設置・国管理、例えば成田空港、羽田空港、中部国際空港、関西空港等が上げられるかなというふうに考えております。それ以外の空港については、地方設置・地方管理とを明確に区分すべきという提案がなされております。県の考え方としましては、一定の条件のもと賛同するという形をとらせていただいております。地方管理となることで空港の機能、人の流れ、物の流れ等の機能の向上、並びに空港利用者の利便性向上に向けて地方のニーズを生かした形で迅速かつ確かな施策の展開が期待できるということが考えられます。ただし、空港の管制や利用者の安全・安心確保など地方管理とすることで安全水準等に地域間の差異が生じる可能性が高いことが考えられるため、国において全空港一体的に安全面の管理については行ったが効果的・効率的でないかと考えております。

以上です。

○宮尾環境政策課政策調整審議員 環境生活部でございます。当部では環境保全課の公害

規制事務の権限移譲について御説明させていただきます。公害防止の観点から大気ですとか、土壌、特定化学物質等の排出に関する規制をそれぞれの法律等に基づいてやっているところでございますが、それぞれの事務の権限の所在が大臣、県、政令市の長などとそれぞれで異なっている場合がございます。したがって、1つの同一の施設であるにかかわらず、あるものは県に、あるものは国に、あるいは中核市にというような届け出が必要でございまして、事業者にとって大変わかりにくく、負担となっております。そのため、事務の権限を移譲した上でその統一を図るべきだと考えております。したがって、賛同ということでございます。また、一部の施行令におきまして中核市ですとか、個別に指定された市、これは当県ではございませんが、これらの市の長にのみ権限が移譲されている場合もございまして、移譲先についても非常にわかりにくいということで、地域が自ら環境保全の施策を推進できるように移譲対象市町村の範囲につきましても拡大すべきと考えてございまして、中間的な取りまとめに賛同するものでございます。

以上でございます。

○瀬口農林水産政策課長 種畜検査でございます。検査は種畜の疾病蔓延防止と優良種畜利用の推進を目的に実施をされております。種畜検査は国が行う定期種畜検査が基本でございますけれども、疾病等の理由でやむを得ず受検ができなかった場合、県が行う臨時種畜検査となります。現在、県の臨時種畜検査の通用する範囲は県内のみとされております。中間取りまとめでは、有効区域を県内に限定する必要はないと提起をしております。これにつきまして、県としては一定の条件のもと賛同というふうに考えております。その理由でございますけれども、中間取りまとめと同様に、県の臨時種畜検査と国の定期種畜

検査の検査項目は同一でありまして、臨時種畜検査の有効区域を県域に限定する必要はないというふうに考えております。ただし、種畜の移動報告の義務化等など一定の条件を付して賛同というふうにしております。

以上です。

○宮尾商工政策課長 次のベンチャー企業の育成についてでございます。本県の考えは賛同するとしております。ベンチャー企業を含めます中小企業に対する支援につきましては、セミナー等の開催や創業経営者育成事業、研究開発事業化への補助等において、現在、国及び独立行政法人であります中小企業基盤整備機構と地方の二重構造になっておる部分がございます。このことにつきまして、地方では創業を行う場合の資金調達、経営パートナー確保や創業後の資材調達、事業連携などに関しては、当該地域内から草の根的に行われていくことが多く、創業期から事業初期、中期に係る情報は地域に密着した地方自治体や商工関係支援機関、金融機関関係が精通していること、また、近年の例におきましては、大企業の地方進出が活発に行われ、地方も大企業とのパイプを持っていることから、事業中期から成長発展期の事業展開におけるベンチャーと大手企業とのマッチング支援等も十分可能であるなどから、二重構造となっております支援事業については、地方に委ねるべきであり、国は全国的にベンチャーの事業活動を支援するための税制、金融支援制度など、社会システムの構築等に限定した支援を行うべきものと考えております。

以上でございます。

○内田企画課長 10ページをお願いいたします。

義務付け・枠付け、関与の見直しと条例制定権の拡大の項でございます。義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマールの

ところでございますけれども、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めて自由度を拡大するために、自治事務について、義務付け・枠付けの存置を許容する7つのメルクマールを示して、該当しないものについて、義務付け・枠付けを原則として廃止することを各府省に求めて、3月末までに回答を得るといふことにされております。この義務付け・枠付けの存置を許容する基準の中で全国的に統一して定めることが必要とされる場合というような記述がございます。この記述により全国的な統一性の必要性を各府省は強く主張しており、3月末に得るとされている回答についても、全国的に統一して定めることが必要との理由により、ゼロ回答に終わってしまうことも危惧されております。そこで、分類は☆印にしておりまして、各府省からの回答の検証は厳密に行うべきというふうに考えております。各府省からの回答を得た後に、その回答を公表するとともに、内容について委員会において検証を行います。その際に果たして本当に全国統一の視点から義務付けを残す必要があるのか、このことが地域の個性の発揮を阻害していないかという観点から、厳しく検証を行っていただきたいというふうに考えております。

続きまして、4の(3)地方分権の改革と地域の再生でございます。地方分権の改革の推進は、地方の活性化を目指していく取り組みでございますが、このことを積極的に進めていただきたいということで○をつけております。理由は、地方分権改革の推進により地方のことは地方で決めることができるようになりますが、経営の自由度も高めますけれども、一方でそれに伴う責任も大きくなります。自治体自身も主体的に責任感を持って行動していく自覚が必要でありますし、住民自治の機運を高めていく地道な取り組みを進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○市川財政課長 1点目は国と地方の財政関係でございますが、中間的な取りまとめの内容でございますけれども、中身としましては、そこに2行のところから書いてございますが、地方がみずからの責任で効率的な自治体経営を行えるように国庫補助負担金、地方交付税税源移譲を含めた税源配分の見直し、それから、地方債を含めた分権にかなった地方税財政改革を進めていく必要があるといった内容でございます。これに対します本県の意見でございますが、△とさせていただいておりますけれども、基本的な考え方、理念的にはもっと進めるべきだというふうに考えております。ただ、個々につきましては、権限と財源の問題をきちんと議論することが重要であり、もう1点は三位一体改革の経験を踏まえれば権限移譲が伴わないままの国庫補助負担金の改革、それから一方的な交付税の削減といったところが行われたところでございますので、中央政府と地方政府が対等協力の立場にある地方行財政会議、これを法律に基づき設置し、中央と地方が話し合いながら進めていくべきというふうに一定の条件を付しているところでございます。

2点目でございますが、地方間財政力格差の是正でございます。これにつきましては、先般も制度改革がなされるところでございますけれども、地方税財源の配分、偏在是正をさらに国と地方の税体系の観点から見直しを行う必要があるといった中間取りまとめの中身になっております。これに対しましても、本県の考え方としましては理念的にはもっと進めていくべきというふうに考えているところではございますけれども、今回の偏在是正策を考えますと、地方税が一部国税化されて譲与税として配分されるという形で暫定的に行われたところでございます。これにつきましては、地方部にとりましては財源的には有利な部分がございますけれども、理念的には

やはり自分たちの自主財源が一度国に召し上げられるという形になっているところもございますので、長期的な方向性としましては自分たちの自主財源、地方税源の充実、地方消費税といった偏在性の少ないそういった自分たちの税源の充実、そういったことを盛り込む必要があるのではなかろうかといった考え方をまとめているところでございます。

以上でございます。

○前川収委員長 以上で報告が終わりましたが、この報告について何かございますでしょうか、それぞれ委員の皆さん、御意見なり、御質問なり出していただければと思います。もし後でよければその他の方の説明まで終わった後に一括して質疑という形でもよろしゅうございますから、それでよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 それでは、その他に入ります。

次に、その他について執行部から説明、報告をお願いいたします。

○内田企画課長 その他について御説明申し上げます。11ページをお願いいたします。

地方分権改革推進委員会の今後の動きでございます。内閣府に設置されております地方分権改革推進委員会では、平成21年の地方分権改革推進計画の閣議決定に向けて、内閣総理大臣に具体的な指針を勧告するとされており、現在、それに向けて中間的な取りまとめで示されました法制的な仕組みの見直し、個別の行政分野・事務事業の抜本的な見直し、国の出先機関の見直しについて、今年度末までに、各府省から回答を得るということになっております。これらの結果を踏まえまして、平成20年5月ごろに出される第1次勧告で、まず、個別の行政分野・事務事業の見直しについて勧告が行われる予定でございます。ま

た、20年の末には、第2次勧告として法制的な仕組みの見直し、個別の行政分野・事務事業の抜本的な見直し、国の出先機関の見直しの3項目について勧告が行われる予定というふうに聞いております。一番気になるところでございますが、税財政改革については、現在のところ必要に応じ意見を提出するというようになっております。国と地方の役割分担を見直し、それに応じた地方税財政制度につくり直していくという正攻法が採用されているようですけれども、地方分権改革推進委員会の基本的な考え方や中間的な取りまとめにおいて、地方共有税や国と地方が対等な立場で議論ができる法定の場としての地方行財政会議の設置について明言がされていない現状から、この点については注意深く見ていく必要があると考えております。

12ページ及び13ページをお願いいたします。12ページ、13ページに先月の北海道視察の概要をまとめております。平成18年12月に道州制特区推進法が国会で可決され、北海道は道州制特区としては、現在、8つの権限移譲を受けて行政運営を行っております。視察先は、北海道庁、市町村、経済界と立場が異なる視察だったために、道州制特区に関するとらえ方、道の市町村への権限移譲に関する意見の違い、見解の違い等が明白になり、今後の本県における道州制議論の進め方について、大変参考になったというふうに思っております。

15ページをお願いいたします。道州制に関する情報の提供についてでございます。現在の道州制の議論は、国と道州、市町村の具体的な役割分担等が不明であるために、県民生活レベルではイメージしづらいのではないかとこのように思っております。昨年秋には、民間の各種団体によるシンポジウムやフォーラムが開催されておりますが、12月の本特別委員会後の県の啓発活動について御報告申し上げます。

まず、昨年の12月13日から20日にかけて県内を6つのブロックに分けて、市町村職員や各地域の経済団体の職員等を対象に地方分権改革の推進や道州制の動向及び市町村合併を内容としたセミナーを開催いたしました。トータルで267名の参加がっております。また、委員の先生方にもおいでいただきました道州制セミナーを1月25日に熊本市の産業文化会館で開催しましたところ、県民、経済団体、行政関係者と約450名ほどの参加をいただきました。今後も機会あるごとに啓発活動、広報活動を行っていききたいというふうに考えております。

16ページをお願いいたします。1月25日の道州制セミナーで基調講演を行っていただいた関西学院大学の林教授の道州制に関する基本的な考え方を示しております。この基本的な考え方は、これからの議論を行うベースとして大事であるという認識から、資料として提出させていただきました。講演のポイントだけを御説明いたします。まず、地方の実態把握について4項目を上げておられます。特に、九州内での人口の福岡一極集中、全国での首都圏集中が進む中、地域間格差が拡大する経済・財政の負のスパイラル連鎖が起こりつつあるとの認識を示しておられます。

19ページをお願いいたします。このページでは、地域活性化と道州制の関係について述べられておられます。富の配分の項で今後、福岡に富が集中する可能性があるが、県境があればこの富は福岡県が独占することになる。しかし、この富は、道州制になれば九州全体のために使うことができるとの指摘は、新しい視点ではないかというふうに思っております。

20ページ、21ページをお願いいたします。道州制セミナー時のアンケート調査の結果をまとめております。道州制について地域の実情に合った地域づくりの実現や、中央集権の是正等の期待があるほか、道州内での地域格

差の拡大、州都移動による県都の活力の喪失等の不安や懸念が多いようでございます。道州制について欲しい情報としましては、国・道州・市町村に役割分担の内容、国から移譲される権限・財源の内容と、生活や業務に係る具体的なイメージが可能となる情報の提供が望まれております。セミナー後の道州制についての感想でございますが、関心が高まった、理解が深まったとの意見が多かったほか、やはり具体的なイメージ等を把握できた、身近なこととして感じられたという人は少なく、今後、道州制を住民に身近なものとするよう、より積極的な広報活動等を行う必要があるということがわかることになりました。

22ページをお願いします。道州制議論の今後の予定でございます。まず、政府の方ですが、今後の予定、一番下段の欄でございます。道州制ビジョン懇談会では、19年度末、本年3月までに中間報告を取りまとめる予定というふうに聞いております。全国知事会では役割分担と国のあり方に関する議論が進めておりますが、これらの具体的な議論は政府の道州制ビジョン懇談会の中間報告が出てからではないかというふうに考えております。自由民主党においては、第3次の中間報告を取りまとめ中であり、3月末の策定を目指しているというふうに聞いております。また、日本経済団体連合会でも本年秋の第2次提言の前に3月中に中間取りまとめを行うというふうに聞いております。

以上が道州制についての主な議論と今後の予定でございます。以上でございます。

○市川財政課長 財政課でございます。

最後に23ページで道州制をにらんでの九州各県の財政状況について御説明いたします。数字としましては、平成18年度の普通会計決算ベースでございます。ここで見ていただきますと、上下2つに分けておりますが、大きく自主財源、自分たちの財源それから依存財

源としまして地方交付税、国庫支出金、地方債など大きく2つに分けております。ここで見ていただきたいところとしましては、福岡県が一番、自主財源比率が大きいといったところでございます。50.4%でございます。一方、本県、福岡県に次ぐ規模でございますけれども、36.2%といったところでございます。九州各県合わせますと、どうなりますかというのが一番右側でございますが、合計いたしますと、決算規模としましては一番下でございますように、5兆3,294億円と5兆円規模の決算規模でございます。一方で全体の自主財源比率につきましては、上のところに黒塗りに書いてございますが、37.5%と本県の自主財源比率よりも若干上がるといったような状況でございます。

説明は以上でございます。

○前川収委員長 以上で執行部からの説明、報告が終わりました。今まで説明、報告を受けたすべての件について質疑を求めたいと思います。どなたからでも結構でございます。どこからでも結構です、入り口は。

○吉田忠道委員 まず、1番目の地方分権改革推進委員会の中間的取りまとめに対する本県の考え方を説明していただきましたけれども、この中身についてはそれぞれ専門的立場で議論されてきたことだろうと思っておりますけれども、この考え方というのは、現在の状況で県に権限を移譲すべき問題等についての検討であったのか、それとも道州制というのをにらんで、道州制になった場合でもそういうことになるかという検討をされたのか、その点が1つと、それからもう1つは、この意見は、熊本県の考え方というのは、政府なり、自民党なり、あるいはほかの団体等に対して何か提言をすとか、報告をすとか、そういう予定があるのかどうか聞きたいと思えます。

○内田企画課長 まず、どういう前提で検討したかということでございますが、道州制の方は、まだ役割分担等定まっておられませんので、現在の都道府県の事務としてどう判断するというところで判断をしていただきました。また、政府、自民党等への提言等への話ですが、今まさに地方分権改革推進委員会で議論されておりますが、それにつきましては、全国知事会等が、また意見を出すことになるかと思えます。県としましては、その全国知事会での議論等に対して、この考え方をもとに意見を申し上げていくという方向ではないかと思っております。

○吉田忠道委員 もう1点、これに関連しまして、これでまとめられた県の考え方というのは、今この場等においてはある程度それぞれの共通的な認識ができたと思うのですけれども、これを今度は県民あるいは各地方自治体の方に対しての啓発といいますか、情報提供といいますか、そういう予定は。

○内田企画課長 この分権に関して、特段この項目に従ってということはまだ考えておりませんが、先ほど道州制の啓発活動等々、役割分担等も含めて議論すべき機会がこれから多いかと思えますし、そういう啓発活動をしていかなければならないというふうに思っておりますので、道州制の議論も含めた形で、あわせてこの分権についても啓発活動の中に含めやっていきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 11ページで地方分権改革推進委員会の今後の動きということでまとめてありますが、2段目の個別の行政分野、事務事業の抜本の見直しが1次勧告で1回勧告して、これは来年度末で2次勧告とありますけれども、1次勧告の段階ではどういった部分

について勧告が出されるでしょうか。

○内田企画課長 まだ1次勧告の正体、どういう形になるかというふうには聞いておりませんが、現在、1月の30日に出先機関とか、こういう行政分野の見直しについての共通な事柄を出しまして、現在、経済産業省、国土交通省、それから法務省、農水省というふうに個別のヒアリングを行われている状況です。これが終わりました段階で、政府委員会としてはこのように考えるということ一度出し、またその後、各省庁との議論をした上で2次勧告という形で出すのではないかと、議論を積み重ねていくのではないかなというふうに考えております。

○鎌田聡委員 先ほどの議論にちょっと戻りますけれども、中間的な取りまとめに対する本県の考え方は知事会を通してこの委員会に物を言っていくということですが、それはいつの時期に、1次勧告の前に言われるのか、その1次勧告が出た後言われるのか、教えてくださいたいと思います。

○内田企画課長 今、全国知事会の方でも地方分権改革推進の特別委員会が設置されておりますので、まず、1次勧告が出た段階で、そこには各府省の考え方、それから分権改革推進委員会の考え方も出てくると思いますので、それに対して知事会としてどのように考えるかという提言を行われるのではないかなというふうに思っております。7月に全国知事会等もありますし、そのあたりで一つの大きな分権改革に対する山場があるのかなというふうに思っております。

○鎌田聡委員 じゃ、今ずっと説明していただいた本県の中間取りまとめに対する本県の考え方は1次勧告を待っているということですか。

○内田企画課長 全国知事会の特別委員会
は、順次開かれておりますので、その中で議
題等にこの項目等があります場合には順次そ
の中で発言していき、最終的な知事会の提言
の中で反映いたしていただくよう要請してい
こうというふうに考えております。

○鎌田聡委員 そうであるのならば、少し本
県の考え方に対して、私はちょっと2つほど
このままで県が考え方を出していいのかなと
いうことがありますので、意見を言いますけ
れども、1つは民生委員の扱いですね、これ
はやっぱり民生委員さんが大臣による委嘱じ
ゃないと使命感、責任感が出てないと、持て
ないというふうにもとれるのです。私はそれ
は知事なり、市長からの委嘱でも責任感や使
命感を持っていただくように変えていくこと
が重要じゃないのかなと、地方自治体の役割
としてというふうに思います。そこが1点。

それともう1点が教育委員の部分です。教
育委員会制度、何でこの中間的な取りまとめ
の内容でいけないのかなと、教育委員会のあ
り方については、いろいろな議論があるだろ
うと思いますし、私は体制の充実を検討して
いく必要はないんじゃないかなというふうに
思いますので、このまま出されるのであれば
少しこれを議論する場というものは必要じゃ
ないのかなというふうに思いますが、いかが
でしょうか。

○前川収委員長 鎌田委員、確かにそれぞれ
個別案件の考え方に、それぞれの委員として
の異議があることはあってもいいと思います
し、あるべきだと思います。ただ、きょうは
ですね、中間的な取りまとめがまず出された
という前回の時から、今この時点における県
の考え方がどうなんだということを報告を受
けたということでもありますから、この一つ一
つをもしこの委員会の中で議論していくとい

うことであるならば、この委員会の構成も含
めて形を変えていかざるを得ない状況になる
のかもしれませんが、個別案件については、こ
の場ではなくそれぞれの担当部署と議論をし
ていただくということで、次の委員会がどう
いう構成になるかよくわかりませんが、今こ
こでそのことの議論を深めてしまうと、多分
この委員会の構成のままでは無理が来るかな
というふうに思っておりますので、御意見と
して承るといふ形でとどめさせていただくと、
よろしいですかね、委員会としては。

○鎌田聡委員 ただ、どこかで議論はすべき
ですよ、これでいいのか……。

○前川収委員長 例えば各委員会ごとにこの
問題点を、常任委員会がございますから、常
任委員会がこの問題をそれぞれとらえながら
各会派で割り振りをして突っ込んでいくこと
も今の体制でもできるというふうに思います
もので、そういう方法論については、それぞ
れお考えがあらうと思います。このようなこ
とでよろしくお願いします。

ほかに。

○馬場成志委員 実は今、委員長がおっしゃ
たこと、鎌田委員と同じような意見だったん
ですけどもね、△というのが消極的なのか
どうかは別にして考えていかなければいかん
と、これは×はつくらんだったわけですか、
☆印が×ですか。

○内田企画課長 はい、賛同できないという
ことも意見として、これは企画課の方で実は
分類した分類でございまして、各部局から上
がってきました意見の中では、×いわゆる賛
同できないというふうに明確に言った意見は
ありませんでしたので、×印は表記いたしま
せませんでした。

○馬場成志委員 それでは△は、なお、ちょっと分類がしにくいんですけどもね、やっぱり、例えば私はこの中では、空港管理なんかは今の現点では私の個人的な意見で言うと、例えば×なんだろうというふうに思ってしまうんです。これは内情はよくわかりませんから、勉強不足かもしれませんが。それと農業の畜産課の8番なんかはこれは自信を持って、○とかでいいんじゃないかなという気持ちを持ってしまいます。要は分権というものを進めるという感覚で物を国に言うていくのかと、いくんであれば権限は取るということから、後を整理していかなければいかんということでもありますし、適当な△とか○だったらさっきのメルクマールのところにも話が出ておりましたけれども、これは積極的な意見が少ないから地方にはおろさないというような意向が働いたり、逆に絶対もらえないという部分でも、これは絶対反対はないから地方におろしてしまうとか、そういう部分が国の考えの中に働いてきはせんかなあというところをちょっと心配しています。ですから、そういう意味では、この委員会はいいいところ、悪いところはしっかりとあぶり出すと、そしてその上で判断すると、判断する材料をつくっていくということですので、すべてにおいて全くだめなものはないわけでしょうからね、×がなければいかんとは言いませんが、その辺もうちよっとはっきりした方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、これは答えがあればですけども、意見として申し上げておきます。

○内田企画課長 地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめの中でもまだ検討を要するとかという形での提言でございます。現在、各府省からかなり詳しいヒアリングを行っているということですので、まず、その結果を見たときに本当に地方分権の推進をすべき、権限移譲を行うべき事項かどうかという、も

うちよっと一段深めた段階での判断ができるかと思しますので、十分国の議論等を見ながら、県としても判断をしていきたいというふうに思います。

○馬場成志委員 済みません。重ねて同じことを皆様方にも申し上げますけれども、私どもも政治的なステージでいろんな交渉をやりましてけれども、そのときに回数を重ねるときは重ねておくほど特に反対はなかったじゃないかと、特に賛成はなかったじゃないかというような部分で押し切られていく部分というのは皆様方も随分経験されておるといふふうに思いますので、その辺を、書類をつくるときに、その気持ちをそのまま持ったままつくらんと、あいた、しもうたということになってしまいますので、お願いしたいと思います。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

○池田和貴委員 今、これまでの意見とも重複するかと思えますけれども、この県の考え方の進め方ですけども、例えば22ページの道州制議論の今後の予定というのが載っておりますが、こういうふうに政府とか、自民党とか、各主要な団体とかがどんどん道州制に向けての話が進んでおるわけですね。ところが県民との格差といいますか、非常に大きいわけですね。県民は全くわからないと、これをやるのは県の方から県民に対して情報提供しないと県民は全然考えられないわけですね。全く100%に近いくらいわからないということ。例えば今回の熊本県としての考え方、こういうのを1つありますよというようなことを、これは地方分権の中の1つですけども、やはり県民に少し考える資料を提供しないと結局、県のレベルだけで、県の職員のレベルだけで上がっていくというような感じがしますが、その点はどのように考えておられ

ますか。

○内田企画課長 県民への情報提供は非常に大事なものだというふうに我々の方も考えております。今、具体的な議論としまして、九州地方で、九州地方戦略会議の中で道州制の議論を行っているわけですが、その中でも県民生活とといいますか、生活とのかかわりの中で道州制を明らかにしていけないとなかなか県民レベルでの議論にはならないのかなというふうなことがあります。今、道州制になった場合に我々の生活はどう変わるかという議論を行っているところでございます。そういうようなことも含めまして、議論が済み次第、なるべく県民の方々にわかりやすい形で情報提供をしていきたいと、その考えは常々持ちながら仕事を行っていきたいというふうに思います。

○池田和貴委員 答えていただきましたので、あとさらに要望しますけれども、北海道における研修にしても、あるいは先般の道州制セミナーに参加しても、そこで言われることは、やはりこの道州制問題は地域から上がっていかないと、上からでなくて下から上がっていかないとということを強く言われますので、そのためには情報提供だと思います。よろしく願いいたします。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

○高木健次委員 本県の地方分権推進委員会の中間的な取りまとめに対する熊本県の考え方ということで出ておりますけれども、分類でさらなる分権を進めてよいと考えておるのは2件ですよね。先般、北海道の奈井江町、これは町ですけども、視察に行ったときに、非常に道州制に対して北海道特区として取り組んでおりますけれども、分権、権限の移譲

が市町村が求めているものが少ないというふうなことから、我々も大変この道州制というものに先行きの不安を感じたものですが、県がこうして取りまとめたものの中に賛同する、もうちょっと分権を進めてもよいと考えるものがたったの2件、あとは賛同する、ある程度一定の条件のもとに賛同するというものが大半ですけども、これはやっぱり県の考え方としてはちょっと甘いじゃないかなあと、もう少し突っ込むところは突っ込んでさらなる分権を進めてもよいというものが◎がまだ数としては多く出てきてもよかったんじゃないかなあと感じがいたします。その辺についてはいかがでしょうか。

○内田企画課長 確かに、県の方としましては地方分権を進めるという考えはずっと持っているところでございますが、中間的な取りまとめをごらんいただくとおわかりになるかと思いますが、まだ検討を要するとかいう形で方向性を示したものの表現がかなり多くございます。ですので、確実に、断定的にもっと進めるべきだということを言える事項は非常に少ないかと思っております。これがもう少し議論が深まってきまして、事柄が明白になり、その背景あたりもきちつとなりましたら、もう一段深めたところで進めるべきところは進める、それから場合によっては反対だというような意見も出てくるかと思っておりますので、現段階ではこのような回答にならざるを得ないのかなというふうに思っております。

○高木健次委員 現段階というのは一時期だろうと思っておりますけれども、しかしながら、現段階、まあ地方分権推進委員会がまとめた意見ですから、相当これは基本的なものに近いというふうな感じがいたしますので、その辺は非常に、またよく吟味されるといいですか、されて、県としての考え方をもう少し打ち出した方がいいじゃないかなあと思っております。

す。

以上です。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

○池田和貴委員 今、ちょっと高木委員のに関連するかもしれませんが、本当に北海道の視察は3者違う立場からの道州制に対する意見を伺って非常に参考になったわけですが、今回の県の北海道の視察でもあったんですが、市町村と道、北海道ですね、説明を聞くとは、道で聞いた説明だと、ああ、なるほどなと思うけれども、市町村に行くと市町村が道の考え方に対しての評価が全く異なってくるということは、私は非常に肌で感じられました。例えば今回の中間取りまとめに対するこの県の判断、これが今、委員の皆さん方からもあったように、私はこれは市町村がどう考えるかということもある意味調査をしていく必要があるんじゃないかと思うのです。ですから、そういったことに対して、市町村との連携が、今そういうステージが用意されているのかどうかというのをまずお伺いをしたいというふうに思います。

○内田企画課長 この中間的な取りまとめ、具体的にまとまった形で市町村におろしているということは現在のところまだございません。まだ議論の途中であるということもありますし、具体論の中で、もし何かできましたらその段階で議論をするということになるかと思いますが、非常に大事な議論だというふうに考えておりますので、道州制セミナー、それから道州制のいろんな啓発活動の中に、この分権の視点を入れながら市町村、それから県民に対しても情報提供はしていきたいというふうに考えております。

○池田和貴委員 なかなか市町村も道州制に

対する体制がないとか、いろいろ問題はあろうかと思いますが、しかし、実際、道州制をやっていくときの基礎自治体は市町村で考えられているわけですが、また、地方分権をやっていく中で地方のことは地方で決めていくためには、やはり地方はある程度歩調を合わせて国と対峙をしていく必要があるんだと思うのです。そのときに国と対峙をすべき地方がお互いの信頼関係だとか、そういうものがないとすれば逆にそういったところで、先ほど馬場先生のお話にもございましたように、そういうものをいろいろ使われてしまうところも危惧をしているわけですが、そういった意味では、市町村との協議をする場を今後適切なときにつくっていただくように要望をしたいと思います。

もう1つは、今回は地方分権改革推進委員会の中間取りまとめに対する件でお話をいただきましたが、今、公務員制度改革も同時に進んでいるわけですが、この公務員制度改革の進み方によって、この道州制の将来像について何か影響があるかどうか、その辺は県として何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○前川収委員長 だれか担当はどこですか。

○田崎人事課長 今、公務員制度改革の御質問でございますけれども、国の方につきましては、昨年の国家公務員法の改正という形で、例えば公務員の再就職の問題でありますとか、あと実績能力主義の人事評価の問題でありますとか、そういうことが法律改正でなされておまして、地方公務員法の改正につきましても同時期に国会の方に出されておりますけれども、内容としては国家公務員法の改正を踏まえたような内容になっております。まだ継続審議中ということでございます。大きな流れとしては以上のようなことでございますけれども、我々としてもそういう地方公

務員法改正の動向等しっかり見据えながら検討をしていかなければいけない。そういう状況だということでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 済みません。ちょっとこれと離れた形になってしまったんですが、しかし、道州制をにらんだときに、この間の視察のときでも北海道の開発庁の人の身分をどうするかという話が当然出てきておりまして、この辺の制度の改革と関係があるのかどうなのか、その辺はぜひ地方の方としては注視をしていく方がいいんじゃないかと思えました。具体的に私もどういう影響があるかというのはわからないですが、そういった意味で今ちょっと質問させていただきましたが、ぜひその辺も皆様方も注視をしていただければと思います。

以上でございます。

○馬場成志委員 済みません。政治的な話になってしまうかもしれませんが、随分前に私は、今の池田先生の最後の質問に似た部分も本会議でやったことがあるんですけど、これは皆様方から言えることかどうかわかりませんが、ぜひとも勉強しておいていただきたいと思いますが、国の採用試験は早くとめるというような話をいたしました。外交と防衛にかかわる分野については採用はずっと続けなければいかんけれども、あとは将来のこういった道州制とかというものが近づくのであれば、早く国の採用はとめて、そして地方で採用した人間を国に出向するなりなんなり、国を治めるといふか、そういう大局観を持たせてまたこっちに戻す、そういう人事交流をずっとやっていくことで、仮に後々、道州制とかいうときになったときに余ってくる人間が、余剰人員が出てこないというようなこと、それともう1つは、その時点から始めとけば、20年くらいで道州制ということにな

った場合は40歳以下の国の生え抜きはおらんごつなるわけですから、それから10年もすればちゃんと地元の間が道州あたりの意思決定の中枢に座れると、これは地ごろの根性という部分ですたいな。そういう部分も含めて国に対して早く採用をとめろとか、そんなことは皆さん方が言えませんが、そういったことなんかもこういう機会には考えるという感覚を持っておっていただきたいというふうに思います。そしてどういった形でか上げられる方法があれば、それを頭に入れておいていただきたいというふうに思います。大した話になりませんでしたけれども、もう答えはないでしょう。

○前川収委員長 いいですか、答えたいという人はいないですか。

ほかにございますでしょうか。

それでは、ないようでありますから、これで質疑を終了いたします。

次に、議題の3閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。本委員会に付託の審査事件については、審査未了のため閉会中も継続審査とする旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、議題の4その他に入りますが、その他で何かございませんか。

○松田三郎副委員長 質問といたしますか、資料でいいますと23ページの九州各県の決算にちょっと関係のあることでございますが、企画課長に申します。質問にならないかもしれませんが、ならない場合は検討課題としてお聞きいただきたいと思います。

1つは、以前お願いしておりました先々で州都の決め方、決め方というのがある程度具体化したときには教えてください。これは

別にしておきましたので確認でございます。

もう1つは、この表を見ながらちょっと稚拙な質問で恐縮でございますが、市町村合併と同一に論じられないとはいえ、道州制の問題は、比較してわかりやすい参考になるところもあるかなと思いついて見えておりました。例えば道州制がかなり具体化した場合に、市町村合併だと、あそこの町村は財政状況が悪いからと、あるいは気に入らぬからということはないでしょうけれども、枠組みから離脱するとかということとは十分、任意協、法定協の途中過程においてあり得る話であります。道州制の場合は、恐らく事の性質から九州で道州制と、九州なのか、九州府なのかに移行する、導入されるという場合に、あそこの県は財政がよくないから入ってほしくないとか、極端な話、どこかその段階で準用団体に陥っているという場合に、そこは入れないということとは多分難しいんだと思います。それが可能なのかどうなのか、あるいはそういった場合に何らかの経過措置とか、道州制で国に何かお願いするとも変な話でしょうが、何らかの措置があり得るのか、また、がらがらぼんとゼロから道州制にスタートなんだから、そんなことはほとんど関係ないということなのか、というのはもし今わかれば教えていただきたいと思っておりますし、今なかなか具体的にないということであるならば、近い将来の検討課題ということで特に意識をしていただいております。何かわかったら教えていただきたいと思っております。

○内田企画課長 道州制の枠組みの中において、1県を入れる入れないというような可能性があるかという御質問かと思っておりますが、道州制は都道府県合併とは違います。都道府県合併の場合は先生がおっしゃいましたように、入れる入れないの議論も多少出てくる場合もあるかなというふうな気がしておりますが、道州制の場合は国の形を変えるというこ

とで、国との関係においてどういうふうな枠組みを決めるかとか、市町村の役割を考えるとという話になりますので、すべてリセットになる話ではないのかなということがございます。多分、枠組みが決まりますと入れる入れないの議論よりも枠組みをどうするかということの議論だけではないのかなと、その中で重要なのはやはり国との関係、役割分担をどうするかと、市町村との役割分担をどうするか、どちらかといいますと、そちらの方の議論が九州の場合は大きいのではないかなというふうに思います。

○前川収委員長 それでは、ほかにないようであれば……、

○高木健次委員 その他でいいですか、何でもいいですか。

○前川収委員長 委員会に関連することであれば、どうぞ。

○高木健次委員 委員長にちょっと、委員長が幹事長という立場でお聞きしますけれども、県連にですね、熊本市が州都にと書いてありますね、非常に勇ましいといえますか、目的に対してのインパクトは非常にあると思うのです。九州で7県、ほかの県でもこういう反応を上げているところは。

○前川収委員長 済みません。それはちょっと立場が違いますから、きょうはこの返答は……、後で個人的にお話ししましょう。

ほかにございませんでしょうか、いいですかね。

それでは、これで委員を閉会いたします。

なお、本年度、最後の委員会でございますから一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

この委員会のメンバーの委員の皆様方、そ

して担当の各部課の皆様方には、この1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。最初は、道州制問題等特別委員会を設置したときには、これから先の審議の内容であったり、また、国の動きや市町村等の動き等々と、どう呼応していくかという部分について、なかなか出口の見えない議論を始めなければならないという思いがありましたし、委員長を仰せつかったときに、これはどうしたものかという思いもありました。しかし、委員の皆様方の御協力のおかげで、また、執行部の皆様方からもよく御協力をいただきながら、私は本来であればここで熊本県が望む、あるべき道州制の姿を示すべきだということを最初言っておりましたから、その姿を示せばよかったと思っておりますが、まだ我々の感覚と、それから国や地方の動きというものズレというのが随分あるように思っております。北海道で視察をさせていただきながら我が身にかえて考えてみると、我々は国に向かって道州制や地方分権の話を押し進めていきながら、振り返って我が県の中でも市町村から見た県の熱気に対する姿勢というのが冷やかかだったと、北海道と同じような目線が熊本に向けられているような部分もあるんじゃないかなということを改めて感じたこともありました。やっぱり地方分権の推進、道州制の問題というのは国、県それから市町村、基本的にはやっぱり基礎自治体である市町村にどこまで力を持っていただけるかということが先に来ないと無理なんだろうなということを改めて北海道の視察でも感じたところであります。ふと我が身に振り返ると、熊本県の中で果たして県から市町村にどれほどの権限移譲が進んでいるかという、国の問題とか道州制の問題だけは真剣に議論しているけれども、県から市町村に対する権限移譲の問題が余り委員会の中でも議論にならない。今後はやっぱりその辺の部分もしっかり足元を見つめて議論していかなければなら

いだろうというふうに思っています。道州制と地方分権、同じような歩みをしているように見えるけれども、今、地方分権の動きだけを将来の道州制だという姿で見るとすると、私は少し違う思いがしております。道州制は道州制、地方分権は地方分権という今のこの時点においては分けて考えておかないと、今の地方分権の流れの状況はこのまま道州制という話になるのであれば、それは明らかに、少なくとも私がイメージした霞ヶ関の解体に近い、基礎自治体が大切にされながら、州が大きな権限を持ってやっていくという道州制とは明らかに違う形に進んでいくんだろうなというふうに思っています。一応、継続審査という形で申し入れをするようになりました。この次に新しい年度が始まる中で、この問題、道州制等特別委員会が名前がどうなるのか、それから付託案件がどうなるのか、少し動きが出るのかもしれませんが、1年間この議論していただいた議論の内容については、このまま恐らく特別委員会の中でさらに継続的に議論をしていくべきだというふうに思っておりますし、また、皆さんもそう感じていただいていると思っております。できることならばぜひ次の特別委員会にもなるだけ同じメンバーで……、そんなものをはいかんのですけれども、なるだけ継続的な議論ができるような形がいいじゃないかなというふうに思っております。1年間、本当に御協力をいただきました委員の皆さん、それから執行部の皆さん方にお礼を申し上げながら委員長としてのごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

それでは、副委員長からいただきます。

○松田三郎副委員長 一言ごあいさつを申し上げます。先ほど委員長のごあいさつにありましたように、実は私も年度当初、非常にまだ情報が少ない、あるいは抽象的な情報しかないというようなぼわっとした形でございま

したので、委員長を初め執行部の方も大変御苦勞いただいたことだと思います。私もひそかに委員長がどのように指揮采配をなさるのかなと関心を持ちながら期待をしながら見ておりましたら、執行部の皆様、委員の先生方の御協力のもと、非常に素晴らしい指揮をなさったということで、平成19年度に熊本県議会において、道州制という文言が入った委員会が立ち上がったということは非常に意義深いことだと思いますし、将来必ず他県に先駆けて行ったことで高い評価をいただけるのではないかと、このような気分で今ここに立っております。この委員会1年間を通して、その足跡を残し得た審議内容、視察ではなかったかと、このように思っております。重ねて御協力をいただきました委員の先生方、そして執行部の方々に心より御礼を申し上げまして閉めのあいさつとさせていただきます。1年間ありがとうございました。(拍手)

○前川収委員長　それでは、これもちまして、本年度の最後の委員会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

午前11時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長